

第6回抗微生物薬適正使用（AMS） 等に関する作業部会	参考資料2
2024(令和6)年11月19日	

**厚生科学審議会感染症部会  
抗微生物薬適正使用(AMS)等に関する作業部会の設置について**

### **1 設置の趣旨**

近年の薬剤耐性(Antimicrobial Resistance: AMR)対策を進める機運の高まりのなかで、抗微生物薬の適正使用(AMS)の重要性が指摘されている。

平成28年4月5日に策定された「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」においても抗微生物薬の適正使用(AMS)は重要分野の一つとして取り上げられている。

AMR対策に係る重要事項のうち抗微生物薬適正使用(AMS)等の分野について審議するため、「厚生科学審議会感染症部会薬剤耐性(AMR)に関する小委員会の設置について」(平成28年6月10日厚生科学審議会感染症部会決定)に基づき、作業部会を設置する。

### **2 作業部会の所掌事務**

薬剤耐性(AMR)アクションプランに定められた対策のうち、抗微生物薬の適正使用(AMS)等に係る専門的・技術的事項について調査審議を行う。

### **3 作業部会の運営**

1. 作業部会の運営は、「厚生科学審議会感染症部会薬剤耐性(AMR)に関する小委員会の設置について」に定めるところによるほか、この決定の定めるところによる。
2. 作業部会の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課が行う。